

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月17日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第37号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の納付) 第9条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、官公署が使用する場 合のほか、別に市長が定める基準に従 い、特別の理由があると認めた場合は、 前2項の規定にかかわらず、別に納付 期限を定めることができるものとし る。	(利用料金の納付) 第9条 (略) 2 (略) 3 指定管理者は、官公署が使用する場 合にあっては、前2項の規定にかかわ らず、別に納付期限を定めることがで きるものとする。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(シティプロモーション部スポーツ課)